

美術科教育学会は、会則第2条の目的達成のために、基本的人権の尊重に最大限に配慮しつつ、会員の美術教育研究の果たすべき社会的な責任を確保するため、この倫理綱領を制定する。

第1条 人権の尊重

会員は、研究の実施及び研究成果の発表において、それらにかかわるすべての人々の基本的人権に配慮しなければならない。

第2条 研究実施のための配慮

会員は、研究の実施及び研究成果の発表等を行うとき、先行研究成果を十分にふまえるとともに、情報提供者や研究協力者に対して、その研究目的、研究内容等をあらかじめ十分し、許諾や同意を得なければならない。特に幼児・児童・生徒など、許諾や同意が困難な場合には、保護する者の許諾や同意を得なければならない。また、共同研究においても、共同研究者の権利と責任に配慮しなければならない。

第3条 情報管理の厳守

会員は、研究で収集した情報やデータなどは、厳重に保管管理し、研究目的外に使用してはならない。また、許諾や同意を得た情報以外は、利用及び公表してはならない。

第4条 研究成果の公表に伴う責任

会員は、研究成果を公表する場合及び査読を行う場合には、それらがもたらす社会的、人道的、政治的意義に十分配慮し、専門家としての責任を自覚して行わなければならない。まず、他者の知的成果及び著作権を侵害してはならない。また、会員は研究のために用いた資料等について、参照した先行研究や出典を明記し、研究で得られたデータ、情報、調査結果などを、改ざん、捏造、偽造してはならない。

第5条 研鑽の義務

本学会および会員は、その学問的誠実性と自律的行動を促進するため、本倫理綱領の周知・理解、そして遵守へ向けた研鑽をしなければならない。

第6条 倫理の遵守および抵触疑義への対応

本学会および会員は、本倫理綱領を十分に理解し、その遵守に努めなければならない。万一、本倫理綱領に抵触する疑義が生じた場合には、本学会は会員の研究活動の社会的責任を確保するため、倫理問題調査委員会を設置し、その事態に対応しなければならない。